

(一社)石川県医療在宅ケア事業団  
セクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

第1条(目的)本基本方針は、男女雇用機会均等法に基づき、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため(一社)石川県医療在宅ケア事業団職員(嘱託職員等非常勤職員を含む。以下同じ。)が遵守すべき事項、ならびに性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置を定める。

第2条(定義)セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。

2 第1項の他の職員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。

第3条(禁止行為)就業規則第22条により定めた服務規律について、セクシュアルハラスメントに関する内容を次に定めることとする。

1 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内における次の各号に掲げる行為をしてはならない。

容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言

性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問

わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

うわさの流布

不必要な身体への接触

プライバシーの侵害

性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

交際・性的関係の強要

性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、配置転換等の不利益を与える行為

その他、相手方及び他の職員に不快感を与える性的な言動

2 上司は、部下である職員がセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

第4条(懲戒)本方針第3条に掲げる禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則第8章第37条に当たることとなり、第38条に基づき下記の懲

戒処分を行う。

第38条 第1項（戒告、減給、停職）

本方針第3条（禁止行為）第1項 ~ のいずれか又は を行ったとき

第38条 第2項（免職）

前項のうち、数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、改善の見込みがない認められたとき

本方針第3条（禁止行為）第1項 、 又は同条第2項の行為を行ったとき

第5条（相談及び苦情への対応）セクシュアルハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口を事務局に設けることとし、その相談窓口担当者を看護管理部長とする。相談窓口担当者は対応に必要な研修を受講するものとする。

- 2 セクシュアルハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は性的な言動に関する相談及び苦情を相談窓口担当者に申し出ることができる。
- 3 相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、事務局長及び理事長に報告し、懲戒を含めた措置を講じる。なお、事実関係の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 4 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したいこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

第6条（再発防止の義務）相談窓口担当者は、セクシュアルハラスメントの事案が生じた場合は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則 平成21年7月1日より実施